

津市自殺対策推進会議設置要綱

平成30年7月10日訓第41号

改正 令和4年4月28日訓第55号

令和5年3月31日訓第32号

令和6年5月15日訓第63号

(設置)

第1条 本市における自殺対策について、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）及び同法第12条の規定に基づき定められた自殺総合対策大綱の理念に基づき関係機関等と連携し、包括的かつ積極的な推進を図るため、津市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の計画策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る普及啓発及び人材養成に関すること。
- (4) その他自殺対策に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長には、健康福祉部健康医療担当理事をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事項について必要な調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。

3 幹事長には、健康づくり課長をもって充てる。

4 幹事には、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

5 第4条第1項、第5条及び前条の規定は、幹事会の会議について準用する。

この場合において、第4条第1項及び第5条の規定中「会長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成30年7月10日から施行する。

附 則（令和4年4月28日訓第55号）

この訓は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓第32号）

この訓は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和6年5月15日訓第63号）

この訓は、決裁の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、市民部長、市民部交流連携担当理事、健康福祉部長、健康福祉部こども・子育て政策担当理事、商工観光部長、消防次長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長

別表第 2（第 7 条関係）

人事課長、市民交流課長、男女共同参画室長、地域連携課長、人権課長、福祉政策課長、こども家庭センターこども家庭相談担当副参事、高齢福祉課長、障がい福祉課長、援護課長、商業振興労政課長、消防本部消防総務課長、教育委員会事務局教育研究支援課長、教育委員会事務局生涯学習課長
